

## 議員提出議案第 1 号

### 航空機の安全運航に係る意見書

このことについて、次のとおり、内閣総理大臣、国土交通大臣、衆議院議長及び参議院議長に意見書を提出する。

平成 3 1 年 3 月 1 9 日

提出者	三朝町議会議員	山	口	博
賛成者	三朝町議会議員	松	原	成利
賛成者	三朝町議会議員	山	田	道治
賛成者	三朝町議会議員	遠	藤	勝太郎
賛成者	三朝町議会議員	藤	井	克孝

### 航空機の安全運航に係る意見書

多くの人命を預かり、人一倍、技量と責任感や規範意識が求められるべき航空会社の運航乗務員について、由々しき報道がなされた。日本航空の副操縦士の呼気から、英国の運輸関連法令の基準値を超えるアルコールが検出されていた。当該操縦士に関しては、自社の検査を不正にすり抜けたと報道されている。飲酒不祥事は全日空グループ等でも発覚した。この問題の根底には、パイロットのアルコール検査が、航空会社に全面的に任されている実態がある。

日本航空の運航乗務員に関しては、出発前呼気検査の相互確認を怠り、不正が直前まで見抜けなかった。全日空の運航乗務員も、乗務 12 時間前以降の飲酒を禁止している内部運航規定を破り、その翌日体調不良で乗務できず、計 5 便に最大約 1 時間の遅延が生じた。

国内線はもちろん、国際線ともなれば、12 時間以上の長時間フライトもあり、昼夜逆転の運航で、運行乗務員の過労は相当大きいもの。飲酒や疲れによる不注意が、重大事故につながりかねない。

新聞報道によれば、国内の航空会社 25 社のうち 8 社が、乗務前のパイロットに、検知器によるアルコール検査を義務づけていないことがわかった。残り 17 社のうち 12 社は、精度が低く検査逃れをしやすい「簡易型」の検知器を主に使

用していた。

日本では現在、航空法にもとづき、通達で乗務前8時間以内の飲酒を禁じているものの、検知器の使用は義務ではなく、検査方法や基準は会社任せになっている。

以上のようなゆゆしき事態を踏まえ、航空機が、利用者の生命や安全に直結することから、本議会として次のとおり強く要請する。

- 1 国交省において、航空各社における飲酒に係る現在の規定の内容やこれまでの規定違反の内容や数、それによる運航への影響などについて、各社の実態を調査し、所要の対策を講ずること。
- 2 国交省通達による「乗務前8時間以内の飲酒禁止」規制の妥当性やその規制強化の必要性について、検証を行うこと。
- 3 航空法やその施行令等において、飲酒時間に係る規制のみならず、現在は会社任せになっている乗務直前における呼気中アルコール基準値を、国として定めること。
- 4 航空会社に対し、安全運航のため、コンプライアンスの徹底と、社内におけるチェック体制の強化を要請すること。
- 5 精密型呼気検知器の導入を各社に促し、国においても補助制度など、必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成31年3月19日

鳥取県東伯郡三朝町議会